

○柵倉町シンボルキャラクター「たなちゃん」着ぐるみ貸出規程

平成24年1月24日

告示第3号

改正 平成28年3月31日訓令第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、柵倉町のシンボルキャラクター「たなちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の申込み)

第2条 着ぐるみの貸出を希望する者は、あらかじめ、たなちゃん着ぐるみ貸出申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を地域創生課長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸出の承認)

第3条 地域創生課長は、前条の規定による申込書の提出があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。

- (1) 本町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 本町の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (5) 特定の個人、企業、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、若しくは与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、地域創生課長が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき。

(貸出等)

第4条 着ぐるみの貸出の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、原則として地域創生課に来課して借り受けるものとする。

- 2 借受者は、原則として地域創生課に来課して、点検を受けてから返却するものとする。
- 3 貸出は、無料とする。
- 4 貸出期間は、原則として7日以内とする。
- 5 同時期に貸出する着ぐるみの数量は、原則として1体とする。

(遵守事項等)

第5条 借受者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、地域創生課長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第6条 地域創生課長は、着ぐるみが、この規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取消すことができる。

(原状復帰)

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(責任の制限)

第8条 第6条に規定する取消しを受けた場合、又は着ぐるみの使用により借受者が被った被害、若しくは借受者が第三者に与えた損害に対しては、町は一切その責を負わない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、地域創生課長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年2月1日より施行する。

附 則 (平成28年訓令第7号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

たなちゃん着ぐるみ貸出申込書

地域創生課長

申込者 〒 -
住 所
(名称及び代表者名)
氏 名 ⑩
連絡先電話番号 ()

下記のとおり、着ぐるみの貸出を受けたいので申し込みます。
なお、借受、使用にあたり故意又は重大な過失によって着ぐるみを損傷並びに紛失した時は、現物に相当する物又は製作に要した費用をもって弁償いたします。

記

項 目	内 容
借受年月日	年 月 日 時
返却年月日	年 月 日 時
使用目的	
使用場所	
使用内容	※企画書等参考になる資料がありましたら提出をお願いします。 ※イベントの実施日及び参加人数等も記入願います。
担当者の氏名及び連絡先	(電話番号: ())

※ 以下は係員が記入します。

年 月 日

申請のとおり、決定してよろしいか伺います。					決定内容
課長	課長補佐	係長	係員		
					1 承認する
					2 承認しない

(裏面)

◎ 遵守事項

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外で使用をしないこと。
- (6) その他、地域創生課長が特に付した条件に従って使用すること。

貸出返却に係る連絡先：棚倉町役場 地域創生課

電話 0247-33-2112

FAX 0247-33-3715

別記様式